

特種用途車（８ナンバー）の自動車税（種別割）税率適用基準表（令和７年４月１日）

１ 改造後の形状によるもの

形状コード及び形状		適用税率			
＜放送宣伝用自動車及び医療用自動車＞					
270 臓器移植用緊急輸送車	503 採血車	普通 営業用	16,900	重課(10%)	18,500
300 医療防疫車三輪	506 身体障害者輸送車	自家用	23,000	重課(10%)	25,300
451 放送宣伝車三輪	507 腎臓等移植用緊急輸送車	小型 営業用	10,900	重課(10%)	11,900
500 医療防疫車（レントゲン）	531 車いす移動車				
501 患者輸送車	650 広報車				
502 血液輸送車	651 放送宣伝車	自家用	14,700	重課(10%)	16,100
＜霊柩車＞		普通	10,900	重課(10%)	11,900
421 霊柩車三輪	621 霊柩車	小型	4,800	重課(10%)	5,200
		※営業用自家用の区分なし			
＜キャンピング車＞		キャンピング車税率（改造後の総排気量による）※重課は15%（注２）			
610 キャンピング車					
＜事務室車＞		普通 営業用	18,500	重課(10%)	20,300
625 事務室車		自家用	25,500	重課(10%)	28,000
		小型 営業用	9,000	重課(10%)	9,900
		自家用	11,500	重課(10%)	12,600

２ 改造前の形状等の確認を要するもの

形状コード及び形状		改造前	適用税率			
＜主として物の運搬の用に供される自動車＞Ａグループ		乗用車	乗用車税率（改造後の総排気量による）※重課は15%（注２）			
512 粉粒体運搬車	632 冷蔵冷凍車	トラック・バン	①改造後の最大乗用車定員が３人以下の場合			
513 タンク車（900～957）	637 活魚運搬車		トラック税率（改造後の最大積載量による）※重課は10%			
521 給水車	638 保温車		②改造後の最大乗用車定員が４人以上の場合			
540 現金輸送車	640 散水車		バン税率（改造後の最大積載量・総排気量による）※重課は10%			
550 アスファルト運搬車	641 塵芥車					
555 コンクリートミキサー車	643 糞尿車	バス	普通 営業用	32,000	重課(10%)	35,200
			自家用	41,000	重課(10%)	45,100
			小型 営業用	26,500	重課(10%)	29,100
			自家用	33,000	重課(10%)	36,300
＜主として作業の用に供される自動車＞Ｂグループ		乗用車	乗用車税率（改造後の総排気量による）※重課は15%（注２）			
504 消毒車	570 公共応急作業車	トラック・バン	①改造後の最大積載量が改造前の最大積載量と比べて2分の1を超えて少なく定められている場合			
505 寝具乾燥車	580 空港作業車		※１ 改造後の最大積載量が「０」の場合も含む。			
508 入浴車	585 構内作業車		※２ バン等の改造で、改造前の最大積載量が２通り定められている場合にあっては、少ない方の積載量で比較するものとする。			
509 入浴・寝具乾燥車	586 移動スターティングゲート車		普通 営業用	18,500	重課(10%)	20,300
510 液化ガス蒸発器車	590 工作車		自家用	25,500	重課(10%)	28,000
511 給油車	592 工業作業車		小型 営業用	9,000	重課(10%)	9,900
520 救急車（課税免除）	595 軌道兼用車		自家用	11,500	重課(10%)	12,600
522 警察車	596 護送車		②上記①以外で、改造後の最大乗車定員が３人以下の場合			
523 消防車（課税免除）	597 図書館車		トラック税率（改造後の最大積載量による）※重課は10%			
524 保線作業車	598 郵便車		③上記①以外で、改造後の最大乗車定員が４人以上の場合			
525 検察庁車	599 移動電話車		バン税率（改造後の最大積載量・総排気量による）※重課は10%			
526 緊急警備車	601 路上試験車					
529 電波監視車	605 ヒータープレーナ		普通 営業用	32,000	重課(10%)	35,200
530 交通事故調査用緊急車	620 販売車		自家用	41,000	重課(10%)	45,100
532 防衛省車	622 レッカー車		小型 営業用	26,500	重課(10%)	29,100
535 ボイラー車	623 教習車		自家用	33,000	重課(10%)	36,300
545 検査測定車	624 写真撮影車	バス	普通 営業用	18,500	重課(10%)	20,300
551 穴掘建柱車	627 理容車		自家用	25,500	重課(10%)	28,000
552 ウインチ車	629 理容・美容車		小型 営業用	9,000	重課(10%)	9,900
553 クレーン車	630 加工車	型式７（不明）	自家用	11,500	重課(10%)	12,600
554 くい打車	631 食堂車		普通 営業用	18,500	重課(10%)	20,300
556 コンクリート作業車	642 清掃車		自家用	25,500	重課(10%)	28,000
557 コンベア車	660 電気作業車		小型 営業用	9,000	重課(10%)	9,900
558 道路作業車	661 電源車		自家用	11,500	重課(10%)	12,600
559 梯子車	663 照明車		普通 営業用	18,500	重課(10%)	20,300
560 ポンプ車	670 架線修理車		自家用	25,500	重課(10%)	28,000
561 コンプレッサー車	671 高所作業車		小型 営業用	9,000	重課(10%)	9,900
562 農業作業車	672 取材車		自家用	11,500	重課(10%)	12,600
563 クレーン用台車	673 放送中継車		普通 営業用	18,500	重課(10%)	20,300

３ 特殊三輪自動車 ＜三輪車の改造・〇〇〇〇三輪＞ ※300 医療防疫車・421 霊柩車・451 放送宣伝車の三輪は除く

①物の運搬の用に供されるもの 313, 321, 440, 441, 443	小型三輪自動車税率 営業用 4,500 重課(15%) 5,100 自家用 6,000 重課(15%) 6,900
②作業の用に供されるもの 304, 313, 322, 323, 352, 353, 357, 358, 361, 370, 390, 420, 422, 442, 461, 470	

４ 特殊被けん引自動車

〇〇トレーラとあるもの・キャンピングトレーラ、ボートトレーラー等 ・特殊被けん引車	被けん引車税率（改造後の最大積載量による）
--	-----------------------

- 注１ 普通及び小型の区分は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条（下のとおり）による。
四輪以上の自動車、被けん引車（軽、大型特殊、小型特殊以外）で長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.00m、排気量2000ccを1つでも上回るものは、普通自動車。
- 注２ キャンピング車及び乗用車の税率を適用する自家用の特殊用途車については、初度登録年月日によって適用される税率が異なる。
令和元年10月1日以降新車新規登録…軽減税率 令和元年9月30日以前新車新規登録…従前の税率